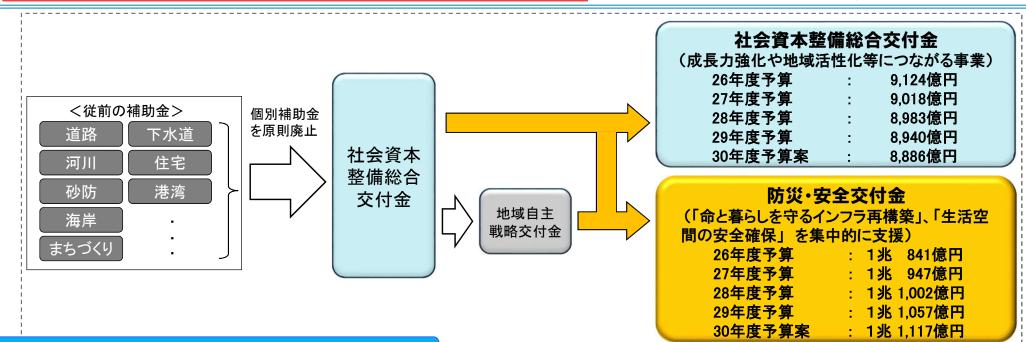
社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、 地方公共団体にとって<u>自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金</u>として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、<u>地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域</u>における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化。
- ◇ 交付対象となる基幹事業(道路、河川等の16事業)の要件(内容や規模等)は交付要綱に規定。
- ◇ 地方公共団体は、計画期間内における事業等の実施により実現しようとする計画の目標を設定し、 「社会資本総合整備計画」を作成。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、公表。
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。

個別補助金と比較した交付金制度の特長

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の<u>自由度を高め</u>、使い勝手を向上

個別補助金

個別施設ごとにタテ割り で補助採択



計画全体をパッケージで採択

個々のハード整備にだけ 使用



基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可

交付金制度

(関連社会資本整備事業)

メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可

(効果促進事業:基幹事業の効果を促進する事業)

補助金が余れば返還か 繰越手続 (他には回せない)



計画内の他事業に国費の流用可 (予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可

⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

国が詳細に事前審査 個々のアウトプットに着目



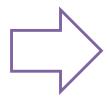
地方自らが目標を設定し、事後評価・公表計画全体としてのアウトカムに着目

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる 政策目標の達成 (成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業(社会資本整備総合交付金)

- ○道路 ○港湾 〇河川 〇砂防
- ○広域連携 〇下水道 〇海岸 〇都市公園
- 〇市街地 〇住宅 〇住環境整備 等

基幹事業(防災・安全交付金)

〇防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

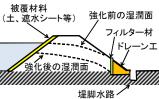
・インフラ老朽化対策 例)橋梁・トンネルの補修





•事前防災•減災対策 例)河川堤防の緊急対策





-生活空間の安全確保 例) 通学路の交通安全対策



例)電線類地中化



関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する

- 〇各種
- 「社会資本整備事業」 (社会資本整備重点計画法)
- ○「公的賃貸住宅の整備

効果促進事業

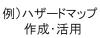
- ○計画の目標実現のため基幹事 業と一体となって、基幹事業の 効果を一層高めるために必要 な事業・事務
- 〇全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ·観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨て システム…)
- ·計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

- ·ハザードマップの作成・ 活用
- 防災教育、水防訓練、 防災訓練、避難訓練 の実施
- 防犯灯、防犯カメラの 整備





例)水防訓練の実施

